

一般社団法人セルフケア・ネットワーク 会員 規約

(目的)

第1条 この規約は(以下、「本規約」という)、一般社団法人セルフケア・ネットワークの定款第2章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務等について定める。

(会員の権利)

第2条 会員は次号の権利を有し、行使することができる。

- (1)各種事業、イベント等に優先的に参加する権利。
- (2)会報等により、必要な情報を受ける権利。

(会員の義務)

第3条 会員は次の事項を遵守する義務がある。

- (1)会員は、本会員規約第4条に規定された会費の納入義務を負う。
- (2)氏名の変更、住所変更をした場合には、速やかに届け出ること。

(入会申込)

第4条 会員になるには、所定の申込手続きと会費の納入が必要である。

(会費の支払い)

第5条 会費は、年会費とする。なお、金額については、本規約末尾の附表1に示すものとする。

- (1)年会費は、入会日より翌年の入会月前月までの1年間の会費をいう。
- (2)会員は、毎年該当年度の年会費を入会月に納入しなければならない。
- (3)年度の途中で退会する場合、既納の会費は返還しないものとする。

(更新)

第6条 会員からの退会の意思表示がない場合は年度自動更新とする。

(資格喪失)

第7条 会員は、次の各号の一に該当するときは、会員の資格を喪失するものとする。

- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2)死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3)解散したとき。

- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき(以下、第7条(1)～(3)の通り)。

(除名)

第8条 会員は、次の各号の一に該当するときは、除名するものとする。

- (1) 本規約に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(個人情報の保護)

第9条 当法人は、活動上知り得た個人情報の保護について法令に則り、万全を期するものとする。

(本規約の追加・変更)

第10条 当法人は、社員総会の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することができる。

(附則)

この規約は、2021年4月1日から施行する。

【附表1】会員の会費一覧表

項目	金額
年会費	10,000 円